

## 使用料一元化案の試算における井戸水使用世帯の 認定污水排出量と福祉的減免の程度について

今回提示した使用料一元化案においては、標記の件について、下記の取扱いで試算しています。

### 1 認定污水排出量（以下「認定水量」という。）案の算出方針

家庭污水については、水道使用量を排出水量とみなすこととなっているため、水道水を使用している家庭の実態を統計的に処理して、構成人員数ごとに認定水量を定めていきたいと考えます。

一般的に使用水量は単純に世帯人員に正比例しないので、生活実態にあった傾斜配分を行い、認定水量を定めていきたいと考えます。

### 2 認定水量案

上記の方針に基づき、算出した認定水量案は下表のとおりとなります。

世帯 人員数	世帯人員別年間 使用水量見込み A	世帯人員別年間 調定件数見込み B	認定水量案( / 月 ) C = A ÷ B
1人	2,676,212	238,455	11
2人	4,363,700	232,822	18
3人	4,895,150	189,637	25
4人	4,726,148	157,718	29
5人	2,275,834	67,593	33
6人	1,888,099	52,573	35
7人以上	-	-	一人当り2
合計	20,825,143	938,798	

認定水量案は少数第一位を切り捨て

年間使用水量、年間調定件数は平成16年度清水区家事用使用水量データ

### 3 現行使用料との1ヶ月当たり影響額(税込み)比較(参考)

参考として、2の認定水量案に基づき一元化案に沿った一般家庭における影響額を試算すると、下記のとおりとなります。3人世帯以上に発生する影響については、経過措置の導入なども含めて、総合的な検討が必要と考えます。

人員数	現行額(20 )	認定水量案	改定額(試算)	改定差額
1人	2,550	11	1,530	1,020
2人	2,550	18	2,450	100
3人	2,550	25	3,480	930
4人	2,550	29	4,080	1,530
5人	2,550	33	4,740	2,190
6人	2,550	35	5,080	2,530
7人~	2,550	一人当り2	-	-

世帯構成比の低い(1.8%)7人以上の世帯についての比較は割愛してあります。

改定額は今回提示した一元化案の使用料体系で算出しています。

差額は旧静岡市現行額と比較してあります。(井戸水世帯の約99%が旧静岡市のため。)

### 4 福祉的減免の程度について

現行の全額免除の方法ですと、節水意識の向上を望むことは難しいと考えられます。

そこで、2で求めた一般的な世帯の認定水量を超過する分については使用料として負担していただくことにより節水意識の向上を図っていく方法で、今回の使用料一元化案の試算を行っています。しかし、義務的に発生する維持管理費に充当する基本使用料相当分のみを免除し、実際の排出量に対しては生活保護者であっても負担いただくという方法も考えられます。